AC_{13} ＝ 0.034

AD_n　PFI 法第 7 条第 1 項の規定により、PFI 事業者が整備して平成 n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

AE_{16}　ア　北海道留辺蘂町に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.034

イ　北海道留辺蘂町に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.017

ウ　高知県高知市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030

エ　ア、イ及びウ以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

AE_{17}　ア　秋田県大館市、愛知県田原市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.034

イ　秋田県大館市、愛知県田原市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.021

ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額のうち C に係るもの　0.034

エ　ア、イ及びウ以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

AE_{18} ＝ 0.013

AE_{19}　ア　北海道稚内市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.034

イ　愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

ウ　東京都府中市及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

エ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.034

オ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.020

AC_{13} ＝ 0.034

AD_n　PFI 法第 7 条第 1 項の規定により、PFI 事業者が整備して平成 n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

AE_{16}　ア　北海道留辺蘂町に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.034

イ　北海道留辺蘂町に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.017

ウ　高知県高知市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030

エ　ア、イ及びウ以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

AE_{17}　ア　秋田県大館市、愛知県田原市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.034

イ　秋田県大館市、愛知県田原市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.021

ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額のうち C に係るもの　0.034

エ　ア、イ及びウ以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

AE_{18} ＝ 0.013

AE_{19}　ア　北海道稚内市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.034

イ　愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

ウ　東京都府中市及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

エ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.034

オ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.020